

令和7年度 第2回八尾市障害児保育審議会議事概要

開催日時：令和8年2月10日（火） 午後2時00分から3時30分

場 所：八尾市役所 青少年センター3階集会室1.2

出席者：鶴 委員（会長）

加藤委員（副会長）

天野委員

稲田委員

宇野委員

岡内委員

神原委員

須釜委員

曾根委員

竹川委員

中西委員

西川委員

北條委員

南 委員

欠席者：木曾委員

事務局（保育・こども園課）：和島、久保、梶本、栢原、河邑、濱元、濱田

1 開会

2 委嘱状の交付

3 委員の紹介

4 会長・副会長の選任

会長に鶴委員、副会長に加藤委員を選出・承認

5 八尾市のめざす「インクルーシブ(育ちあう)保育」について

会 長：これより、議事を進めさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

本日の議事進行については、お手元配付の次第書とおりに進めてまいりますので、よろしくお願いいたします。終了時間15:30頃を目途に進行させていただきます。

本日も委員の皆さまからの活発なご意見を賜りますと共に、議事運営にも格段

のご協力をいただきますよう、お願い申し上げます。

会 長：それでは、次第5に入ります。八尾市のめざす「インクルーシブ(育ちあう)保育
について事務局から説明願います。

事 務 局：資料4について説明させていただきます。昨年度の審議会で、八尾市でインクルーシブ保育を発展させていくために、まず保育を行う上で、インクルーシブ保育の理念をどのように理解していくかが大事になると考えました。現場の保育者向けに親しみやすく、何かを感じてもらおうきっかけとなるように、どの保育者にも伝わりやすいポスターやリーフレットなどを作成することとなりました。

資料4-1をご覧ください。

委員に提供していただいた資料を基に、「子どもたちが一人ひとりすべて違うということ」と、「保育を子どもたちに合わせてかえていくということ」の2点が大事であることを協議の中で確認し、現場の先生方が、なぜ保育がうまくいかないのか、子ども一人ひとりが力を発揮できる環境設定であるとか、保育者の視点をかえることで子どもたちはここまで出来るといった所を現場で話し合うきっかけとなるよう、統合保育とインクルーシブ保育とを視覚的に比較して見える形にしたものとしてこのポスターを作成いたしました。

八尾市で目指そうとしているインクルーシブ保育は右側の図のイメージです。丸で示している子どもたちが全員異なるということをまず前提にしたうえで、いくらでも形がかわっていくといったイメージを外側の枠を点線かつふわふわした雲のような形で表しており、保育の形はすでに有るものではなく、そこに居る子どもたちに合わせてかえていくものであることを表しています。

続いて資料4-2をご覧ください。現場ではどのようにお子さんに関わって良いかわからないという先生方の声がたくさん聴かれます。そういった中で、実際の手立てとなる事例等があるほうが分かりやすいことから、委員の皆様にご意見をいただき、リーフレットを作成いたしました。両面刷りで印刷し、二つ折りにしていただくと、表面右側が表紙となります。

表紙には保育を進める中で大切にしたいこととして、子どもたち一人ひとりが全員違うということ、子どもの姿に合わせて保育をかえるということ为先ほどのポスターでの文言に主軸を置き、多様性の尊重、基礎的環境整備、まずはこの2点を強調しています。

中面をご覧ください。中面には2つの事例を載せています。

前回の審議会でもいただいた意見を参考に基礎的環境整備と合理的配慮にあたる部分を「★」と「♥」で表しております。そして裏面にはインクルーシブ(育ちあう)保育を実践するために必要な手立てが図で表されたものを参考に載せております。令和6年度の審議会において、皆様からご意見をいただきながら、保育現場でインクルーシブ保育を実践する際の道標となるよう、これらのポスターとリーフレットを作成してまいりました。一方で並行して、委員にご協力いただき、管理職の先生方にインクルーシブ保育を理解していただけるような研修の機会が私立園主催

で設けられたり、公立、私立とも特別支援教育コーディネーターの方が中心になって勉強会の機会を設けてこられたりしました。

今後はポスターとリーフレットを各園に配布し、資料4—1のポスターのQRコードからリーフレットの内容を確認できるようにしたいと思います。また事例については関係課や各園から提供していただき、積み上げていき事例集につなげていきたいと思っております。各園で保育の内容や実践はいろいろありますが、基本姿勢として、一人ひとりの子どもの思いに寄り添っていくこと、ありのままの子どもを受入れていくことが大切です。その上で、多様な子どもたちが共に生活し、互いに学び合うことで、思いやりや社会性を育み、誰もが自分らしく成長できる環境をつくり、すべての子どもが安心して参加できる保育を目指すために、このポスターとリーフレットを現場の皆さんで共有し、実践につなげていただきたいと思います。

会 長：ありがとうございます。前回の審議会で出た意見をふまえて、預からせていただき修正して委員の皆様の手元にあるのが完成形になります。ポスターとリーフレットに関しては、先程説明がありました通り、今後各園に配布し実情に応じて各園で有効的に活用していただければと思っております。事務局からもありましたが、今後は事例集であったり、リーフレットもカスタマイズをしていかないといけないかなと思っております。ひとまず完成として、また次年度以降もいろいろとご意見をいただけたらと思っております。

6 提言推進状況管理表の令和7年度実績・成果について

会 長：それでは、次第6に入ります。まず「提言推進状況管理表の令和7年度実績・成果について」事務局から報告願います。

事務局：お手元配付の資料5「提言推進状況管理表」をご参照ください。当審議会では平成30年に出された八尾市における「就学前における障がい児教育・保育の基本的な考え方～インクルーシブ(育ちあう)保育の創造～に関する提言書」に基づき、資料5の提言推進状況管理表で「インクルーシブ保育(育ちあう)保育」の実践状況を、検証しながら発展に向けた改善点を出し合い、それぞれの立場での役割を確認しながら支援を進めております。今回の審議会に先立ち、令和7年度第1回の審議会で報告させていただいた各課の令和7年度実施計画についての実績と成果について委員の方からご報告いただき、事務局にてとりまとめて表の右側に記載しておりますので、概要を報告させていただきます。最初に提言項目1. 今後の障がい児保育の理念「インクルーシブ(育ちあう)保育」の創造についてです。仕組みづくりのポイント①共生社会につながる「インクルーシブ(育ちあう)保育」の理念を掲げるについては各園よりインクルーシブ保育の管理職研修を行い、園長が各園で丁寧な伝達を行いインクルーシブ保育の理念の職員理解を深めたこと、特別支援教育コーディネーター、新規採用職員、担任、サポート担当保育教諭等園全体で学び合う機会を持ち、保育の質の向上へとつなげたことなどが報告されております。続いて仕組みづくりのポイント②インクルーシブ(育ちあう)保

育の実践を生みだし、検証を重ねて方法論を創り上げることをめざすについてです。まず教育センターより事例を用いたワークで、児童発達支援第1センターの理学療法士や作業療法士から専門的な視点で支援方法を学んだり、児童発達支援第1センターの施設見学でその役割を知り、子どもへの丁寧なかかわりと支援の充実を考えたりすることができたことが報告されております。また各園からは支援児担当者会議や個々のケース会議、研修会での意見交換などを通じてより良い支援方法を検討し実践につなげたことや各関係課や療育施設と連携し、保育の工夫や見直しを進めたことなどが報告されております。

次に提言項目2. 「障がい児保育」のニーズに対応できる仕組みづくりについてです。まず③のコーディネーター(リーダー保育士)を導入し、園全体での対応力を高めるについては各園で特別支援教育コーディネーターが中心となり個別の教育・保育支援計画の作成を行い、保護者の理解・協力を得て、保育を行ったこと、代表園が特別支援教育コーディネーター会議を行い、園内の事例研修を実施し、各園の保育の質の向上やインクルーシブ保育の実践につなげたこと、児童発達支援第1センターにおける保育所等訪問支援やこども総合支援センターほっぷの施設訪問支援を活用し、具体的な支援方法について学び、障がい児保育の充実を図り、個々の育ちを支えたことなどが各園より報告されております。

④の障がい特性への対応力を高めるため、市関係機関での後方支援を強化するについてです。教育センターにおける巡回指導での指導助言やこども総合支援センターほっぷの園訪問等での助言を園内で共有し、子どもの理解や保育の充実を図り、保護者支援につなげたこと、こども総合支援センターほっぷと児童発達支援第1センターが密に連携し、障がいのある児童や支援が必要な児童に対し適切な対応を実施したことが報告されており、今後は更に連携を深め、児童の所属の園との連携体制の強化に努める必要性も考えておられます。また、こども健康課による乳幼児健康診査における発達等の状況確認や、教育センターにおける保健所での学習交流会の実施、年中児保護者向け就学相談説明会の実施を予定していることなどが報告されております。他にも障がい福祉課より令和7年度中の医療的ケア児等コーディネーターの配置に向け調整を行ったこと、保健予防課より、小児慢性特定疾病児及び医療的ケア児とその養育者が、地域で安心して自立した生活ができるよう各関係課と連携した支援を行ったことなどが報告されております。

続いて、提言項目3. 就学前の障がい児へ、総合的に切れ目なく社会資源を提供できる仕組みづくりについてです。⑤の個々の就学前の障がい児を中心に置き「切れ目のない支援」の整理・発展を図るにおいては保護者が希望された場合は、療育施設の園訪問支援を行い、必要に応じて、園から療育施設を訪問し、子どもの様子など共有し支援計画の作成に役立てたり、児童の進学先の小学校から支援教員が直接、児童の園での様子を見に来られたり、地域交流や一時預かり保育等で保護者の相談を受け、支援センターと情報共有するなど各園より各関係機関と連携して、保護者に寄り添いながら適切な情報提供を行っていることが報告され

ております。⑥の各関係機関の総合的な視点による認定・審査の会議体「調整会議」を導入するについては保育・こども園課より各園と入所調整会議を行い、新規保育サポート枠の確保に努めたこと、保育サポートや児童発達支援第2センターしょうとく園の入所調整会議で各関係機関との情報共有を行ったことが報告されております。続いて、提言項目4. 保護者にとってわかりやすく明確な説明や適切なサービス案内ができる仕組みづくりについてです。⑦の障がい児の保護者の置かれる状況やニーズに対応し、相談・支援に取り組むにおいては保護者に、より分かりやすい情報提供を行うために、就学相談の年間スケジュールの資料を作成し、活用したことやこども・いじめ何でも相談課において教室の開催により児童が小集団の中で様々なかかわりなどを学ぶ機会になり、発達を促すきっかけとなったことが報告されております。⑧の障がい児保育の加配段階等を認定審査の際のサービス決定基準を明確化するについては医療的ケア児について、各園の実情を把握し、園の受け入れ態勢を充実させることで、園と保護者に寄り添いながら受け入れの確保に努め、受け入れ園が新たに1園増えたこと、保育サポートについては保育サポート基準を公開し、八尾市全体でその保護者と児童にとってより適切な支援につなぐことが出来るように、各関係機関と連携しながら園や保護者、支援が必要な児童に寄り添った支援につなげたことが報告されております。⑨の審査結果を元に、適切なサービス案内ができる申請窓口とするについては入所申請段階以前の相談機能を充実させ、子どもにとって適切な施設につなぐため、保護者と共に進路について考える伴走型支援に努めたこと、保護者に寄り添いながら関係機関と連携し、適切な療育につながるよう、支援を行ったことが報告されております。

最後に提言項目5. インクルーシブ(育ちあう)保育実践を創り出すことができる仕組みづくりについてです。⑩の障がいのある子どもとない子どもが共に育ちあう実践を創り出す意義を共有するにおいては支援の必要な子どもにスポットを当てた指導案を作成し、個に応じた支援方法について話し合ったり、共に育ちあうクラスづくりのためにできる環境構成及び保育者のかかわりについて話し合ったりすることで、インクルーシブ保育の充実につながったこと、市主催や保育連盟主催の研修に施設長や職員が積極的に参加し、インクルーシブ保育を積極的に推進するよう努めたことや学んだことを園内で共有し、実践につなげたことなどが報告されております。⑪のノウハウや実戦を継承でき、公民共通でスキルアップできる研修制度をつくるについてです。児童発達支援第1センターより専門職による就学前施設職員向けの研修の実施や施設見学の受け入れ、又児童発達支援事業所への研修を実施していること、教育センターからも特別支援教育・保育巡回指導では、表面に表れにくい子どもの困り感を探り、スモールステップで支援する大切さを学んだこと、特にフォロー実施園では、子ども一人ひとりに応じた丁寧なかかわりがクラスづくりにつながると分かったこと、研修においては特別支援教育コーディネーターの役割について理解を深め、保育実践や保護者支援につながる内容を企画されたことが報告されております。また私立保育連盟主催

の研修も行われ、障がい理解やインクルーシブ保育推進、具体的な支援方法などの内容の充実を図り、各園の特別支援教育コーディネーターを中心に、悩みや支援方法について相談し合える環境を整えていることが報告されております。以上で事務局からの報告を終わります。

会長：ただいまの報告について、委員の皆様方より補足・質問等ございましたらお願いします。

会長：では、私から発言させていただきます。2枚目2.「障がい児保育」のニーズに対応できる仕組みづくり④障がい特性への対応力を高めるため、市関係機関で後方支援を強化する項目の医療的ケア児等のコーディネーターの令和7年度実績・成果に候補者が大阪府主催の医療的ケア児等コーディネーター養成研修を受講できるよう具体的な調整を行った。とありますが、これは何人かで受講なのでしょうか、お一人での受講なのでしょうか教えてください。

委員：複数名受講いただいています。正式には確定していませんが、研修を受けていただいて一機関の中でお一人の参加の場合、その方に頼りきりになってしまうことも考えられるため、機関で受けていただけるようにそこに所属されている方、複数名というところと医療的ケア児コーディネーターという名前で難しく思われるが、まずはお困り事があった時に情報を集約して聞いていろいろなところにつながる役割を八尾市の中で、その機関で担っていくようなところをつくらうということで、今年度中か少なくとも来年度には、このような形になりましたという報告ができると思います。

会長：ありがとうございます。他にいかがでしょうか。

委員：保育園に医療的ケア児のお子さんが入園しにくい理由の一つに看護師の不足が言われていると思いますが、そこに対しての取り組みなどは、ありますでしょうか。

副会長：分かる範囲で答えさせていただきます。公立園は市役所で看護師の手配はされていると思いますが、私立園については、それぞれの施設や法人ごとに看護師を確保しています。医療的ケアのお子さん一人に対して看護師一名の国の補助金が出ています。それを受けられるようにということで、市の方にも協力いただいて医療的ケア児ということで医療的ケア児ガイドラインを設けて仕組みづくりをされてきたと思います。看護師確保は、当園でも本当に大変でした。悩みの中の悩みです。というのも、看護師が園で勤務することになれば、今までとは環境も給与も違いますし人間関係も全く違うので、なかなか定着しないということがあります。何度も退職があり、その都度求人して採用することがあり、今は2名の看護師に来ていただいています。そのような悩みがずっとありました。本当に看護師確保の難しさというのは、医療的ケア児の受け入れ施設にとって大きな課題であると思います。大きくは国の制度の問題ということだと思いますが、それが例えば医療的ケア児のニーズが減り、入所希望がないとなった時に雇用した看護師が継続して働いていただけるようにできるのかななどの、制度のうえでのいろいろな問題も感じています。

会 長：ありがとうございました。このあたりに他に補足等はございますか。

会 長：他になければ、提言推進状況管理表の令和7年度実績・成果の報告は終了して、次の課題に移りたいと思います。

7 医療的ケア児の現状報告について

会 長：それでは、次第7の医療的ケア児の現状報告についてということで、まず事務局から説明をお願いします。

事 務 局：資料6をご覧ください。令和7年度、八尾市内の5園で7名の医療的ケアの児童の受け入れが実現しています。年齢やケアの内容は様々ですが、各園、多職種が連携、協力しながら集団の中での保育受け入れを進めてくださっているところがあります。受け入れ園での現状についてお聞かせいただきたいと思います。

会 長：では、最初に報告をよろしくをお願いします。

委 員：当園では、1名のお子さまをこの4月1日から医療的ケア児として受け入れさせていただきました。診断名としましては、「体重増加不良」ということです。出生時に「心室中隔欠損症」で手術療法は要さない軽度程度でした。経口哺乳の障がいがあるため経管栄養を導入しないといけないということで、吐き戻しも多い状態のお子さんでした。また、体重が増えないことを保護者がとても気にしておられました。4か月ごとに循環器内科を受診し、かかりつけ医である大阪母子医療センターと八尾市立病院を受診されておりました。入園前は経鼻管を抜くことが、家でよくあったということで、受け入れ実施後も心配していました。まず、園で抜管したら保護者に連絡をして保護者が園に来て経鼻管を入れていただくというお話でした。言葉は出ない状況で、お受けさせていただきました。4月の入園時は離乳食を提供しており、離乳食は7割食べたら経鼻管からミルクを100ml注入し、7割以下の場合はミルクを140ml注入するという話で保育を開始しました。6月11日頃からは離乳食を完食したらミルクを注入しないことになり、ほぼ完食でミルクの注入をすることが少なくなりました。周りのお子さんが食べている様子をみて刺激になったのか6月24日から給食に移行し、おかわりもするようになりました。6月26日からは医療的ケア児としての対応を終了させていただき、現在は他の園児と一緒に同様の時間に同じ給食を食べている状況になっております。

まず、入園前は保護者とお話をしていく中で、どのように受け入れていったらいいのかということをよく話し合いました。入園時に、園長・看護師・特別支援教育コーディネーターが保護者と一緒に大阪母子医療センターに行って医師からお話を伺い、お互いが安心して4月を迎えられるようにしました。受け入れについては、園全体でフォロー体制をとりました。特に離乳食を食べるお子さんだったため、給食の時間のフォロー体制を考えプラス1名入って園全体でフォロー体制を取るようになりました。経鼻管が抜けることに対しても注意する必要がありましたので、その点においても一人多く保育者を配置する必要がありました。あと、医療的ケア児のお子さんが入園されるということも全職員に周知し、お子さんが

安心安全に過ごしていただけるようにカリキュラム会議や学習会でなどで職員全員に情報共有を行いました。看護師も毎日本児の様子を担当に聞き取り、医療的ケア児実施記録表も毎日看護師が記録していました。経鼻管は4月に一度だけ抜管があり、その際は保護者に連絡し父がすぐに駆けつけてくださり、その場で看護師と一緒に再挿入したことがありました。今では笑顔も多く、プラスの職員もなく担任と一緒に楽しく過ごし、体重も増加しているようなお子さんであります。

会 長：ありがとうございました。次に報告をよろしくお願いします。

副 会 長：開園時は1名の医療的ケア児の受け入れでした。ケアが必要ということで、市の方で医療的ケアということで認定してもらって入園になりました。保護者からもこども園に入園出来て良かったという風にいただきながらスタートしまして、看護師が午前中や運動後に必要なケアをしてきました。ケアの時以外は、他の子どもと同じように普通に保育をしている状況で、必要な時に看護師が関わる形でみんなと一緒に過ごしています。もう1名のお子さんは、入園当時は医療的ケアはなく、車椅子で園生活をする状況でした。栄養が不足しており、医療的ケアが必要になりました。このお子さんについても普段はみんなと同じクラスと一緒に過ごしており、子どもたちは車椅子に集まってきたり押すときに手伝ったり玩具を持ってきたり周りにきたりとずっと入園の時からかわりがありましたし、今も隔てなくみんな一緒に遊んでいます。入園当初は言葉も出ていなかったのですが、今は言葉も出るようになり、ジャンケンもできるようになっており、発育発達のスピードを感じながら一緒に生活している状況です。もう1名は、今年の4月から入園し、2・3月の面談時は自分で動くことは難しかったのですが、3月の病院受診の時は歩けるようになっていました。現在も体は小さいですが元気に走れるようにはなってきました。そのお子さんは、栄養の注入が必要ということで、入園されましたが、入園前の病院受診の際に状況がいいので栄養注入は一旦中止にして様子を見ましょうということになり、医療的ケア児として入園はされましたが、栄養の注入はなく過ごしている。入園当初は、お茶も飲まず牛乳も大嫌いで水分補給の難しい状況だったが、少しずつ飲めるようになってきました。食事面でも、食事量が少しずつ増え、体重も順調に伸びてきている状況です。遠いところへの散歩などは個別の配慮をすることもあります。普段の保育は、他の子どもと一緒に過ごしています。3人とも普段はみんなと一緒に過ごしており、それは本人にとっても周りの子どもにとっても本当にいい関係がつけられていると感じています。子どもの状況はそのような形ですが、先程もお話にありました看護師の配置については、本当に大変だと思っています。探すことも大変ですが、医療的ケア児をずっと当園が受け入れていければよいのですが、今後医療的ケアの希望がなかった場合についても課題を感じています。2年前は、見学に来られた方の中で医療的ケア児が6・7名くらいはいらっしゃいましたが、去年は医療的ケア児の園見学はなかったです。一昨年は医療的ケア児の園見学がすごく多かったため、こんなにいらっしゃるのかと思い、これからもっと医療的

ケア受け入れ施設が増えるといいなと思っていました。自園以外でも私立園で医療的ケア児受け入れ園が増えると聞いており素晴らしいなと思っていますが、制度が整っていかないと難しいこともあるかなと思っております。一つは国の制度であれば、市でどうにかしようと考えても難しいこともあると思うため、そのような難しさも感じています。

会長：ありがとうございました。では引き続き事務局より現状報告をお願いします。

事務局：私立園では医療的ケア児1名に対して担当の看護師1名を配置としていますが、看護師2名で、医療的ケア児を3名受け入れてくださっている園があります。年度の途中で看護師の退職があったり、新しく来られた方も退職されるなど看護師確保については難しい状況がありますが、人材会社を通じてなど引き続き看護師の確保をして児童の受け入れを継続してくださっています。別の園でも看護師が退職となった場合には、本部から看護師を派遣し、本部と連携しながら引き続き受け入れをしてくださっていることも聞いております。私立園では看護師の確保については2園どちらでも課題と感じている所です。

公立認定こども園では、先ほどの報告にもあった児童ですが、看護師が2名体制でケアをしている様子や他の園児よりも先に給食を準備し、その後スムーズにケアができるように調理、保育教諭、看護師が連携している様子を確認させていただきました。その児童はその後、経口摂取、体重増加につながり医療的ケアが必要なくなりました。

医療的ケアが必要な児童が保育の申請をする際は、児童発達支援第1センターいちょうでの診察を受けていただくことになっております。令和8年度保育の申請を検討していた児童がおられました。まずは児童発達支援第1センターいちょうの母子通園を利用し、その後保育の申請を予定することになり、そのお子様にとって適切な保育の提供につながったケースがありました。

また、在園していた児童が、1型糖尿病を発症しインスリン治療が必要となったケースもありました。園は、児童を引き続き受け入れることに不安がありましたが、保育・こども園課から保健所へつなぎ、かかりつけ医のカンファレンスに同席するなど、市としても児童の様子やケアの内容を把握しました。その後、かかりつけ医の医師と看護師が園に出向いて下さり、園の先生方に対して児童の状況、インスリンポンプについての説明をしていただいたことにより引き続き保育が継続できたという医療的配慮児の事例もありました。

医療的ケア児や、園での医療的ケアが必要ではないが医療的な配慮が必要な児童についても園は受け入れてくださっています。保育・こども園課からも児童の様子を確認したり、相談を受けるなど児童や保護者、園に寄り添って進めているところです。

会長：ただいまの報告について、補足・質問等ございますでしょうか。

委員：先程のお話に戻ってもよろしいでしょうか。提言推進状況管理表の2.「障がい児保育」のニーズに対応できる仕組みづくり④障がい特性への対応力を高めるため、市関係機関での後方支援を強化する、の令和7年度実績・成果項目の教育セ

ンター記載箇所、就学相談説明会を、令和8年3月に実施できるように調整している、との記載があり、すごく良いことだと思いました。私は、息子が保育園の年少の時に保育サポート枠で入園したのですが、しんどくなり年度途中で辞めた経験があります。その時は保育サポート児がクラスの中で2名しかおらず、毎日の送り迎えや行事の時に他のお子さんと自分の子どもの発達の差を目の当たりにしていました。他の保護者との交流もなく、定型のお子さんの保護者とは違う立場を感じ孤独感が強かったです。その後、年長の時に八尾しょうとく園に入園すると、勉強会や参観後の交流会などの園で保護者とのかかわりを設けてくださる機会があり、生きた情報を得たり、先輩保護者からどのような進路があるかなどのいろいろなパターンを具体的に聞けたりして、すごく参考になる分かりやすい情報を知ることができました。説明会などもいいとは思いますが、先輩保護者の情報や保護者同士の交流ができる場があったらいいなという風に思いました。

会長：ありがとうございます。何か保護者同士の交流などをされているなどがあればお願いします。

委員：児童発達支援第1センターに在籍されている保護者の方には、今お話にあったように先輩保護者から進路について聞けたり、外来保育のお子さんの年長児保護者さんに来ていただいて交流をしたりと、児童発達支援第1センター内での保護者同士の交流はさせていただいています。今年度は、外来保育で来てくださっている保護者同士の交流会というのも一度開催しようかと検討しており、実施する予定です。

委員：専門的なことは分からないのですが、理想を話すといちょうや八尾しょうとく園などの療育園に通っておられる保護者は情報にたくさん触れることができ、自閉症の会や障がい児の親の会など個人が自分で情報をつかみに行く行動力や参加しようという気持ちがある保護者は、交流出来たり情報を知ったりして孤独感も少ないと思いますが、地域のこども園、保育園、幼稚園となると他の保護者からの話を聞いて、情報をつかみに行くことは難しいのかなと思いました。園の先生方もインクルーシブ保育をすることは、すごく大変なのだろうと感じます。実際、自分の障がいのある子どもを見ていただく中で、一緒に過ごさせてもらうのも、工夫や苦労があり、どこの業界も人手不足のため保育でいっぱいだと思います。資料には、保護者に寄り添って伴走体制をとっているとありますが、難しいというのが現状なのではないかと感じています。もし交流会を開いても、保護者が働いていて参加できない方も多いと思うので、企画することも大変で、答えはないとは思いますがそのような機会があるとよいのではと思います。

年長時だけ地域の園に通園し、経験を積んで地域の支援学級に行きたいと思われている保護者もおり、そのような方に再会すると、しんどかったや辛かったなどの声を聞くことがあります。どこかで保護者同士のかわりをもてる機会があればと思います。資料を見るとこども総合支援センターほっぷでセミナーのような集いを開催されているなども書かれているため、そのような場でいろいろ

ろな情報を得れたら、保護者が前向きで元気に子育てができ、子どもにも良い影響があり、先生方も保護者に関わりやすくなるのかなというのを感じました。

会長：ありがとうございました。いろいろなことをされていますが、保護者へ情報が届くような方法が課題としてあるかなと思いますので、次回以降の検討事項としてあげられたらと思います。では、他に医療的ケア児のことで何かありませんか。

委員：資料6を拝見しまして、先生方からの報告と事務局からの報告と合わせまして、大きく言えることは令和4年度から年数を重ねるごとに受け入れ実績が増えてきておりますし、多様な医療的ケア児がいらっしゃる中で、多様なところにも対応しておられるというのが、明白かなと思います。一方で内実としましては、看護師さんの雇用が難しく定着が難しいところがあり、これから先も着実に工夫を重ねていかないといけないところだとは思いますが、先程、自己紹介の時に申し上げましたが、大阪小児科医会で大阪府教育庁と一緒に大阪府下の小中学校の医療的ケア児の巡回訪問をさせていただいております。これは、元々学校看護師の定着が難しいというところが大阪府教育庁の大きな悩みでしたので、そこにアプローチする一つとして医師側にも学校現場の様子や学校での医療的ケア児の教育に関することを具体的に知ってほしいという2点を主に掲げてしている事業になります。それを2019年から続けているのですが、数年経ちまして学校看護師が働きやすいとか、学校教職員の先生方も個々のケースにはよりますが、良い情報をもたらえたなどの意見が出ています。何が言いたいかという、やはり他の園でどのようにしておられるかという情報共有をしていくことが大事なのではと思います。令和4年度当初は医療的ケア児数が少なかったですが、今は実績的に伸びてきているところですので、それぞれの園の園長先生や看護師などの方々が、どう対応されているのかという具体的な現場の雰囲気が分かるような情報共有を年に1回でもいいのでされるといいのではないかと思います。

会長：ありがとうございます。園同士で何か情報共有とかはされているのでしょうか。

副会長：公立園とは、今まで医療的ケアのことでの交流はしていません。私立園では、自園の次に開園した医療的ケア児受け入れ園との交流を、市の方でコーディネートしていただき各園の園長と看護師2名ずつが参加し、交流させていただきました。それは、おっしゃるようにとっても良い機会になりました。ただ、医療的ケアの必要な子どもが通っている中での日程調整は難しかったですが、とても良い機会になりました。

委員：公立こども園では、毎月一回看護師の定例会がございます。各園から1名の看護師が代表して参加しています。そこで、各園の状況を話し合い、医療的ケア児に関しても話しているようです。

会長：ありがとうございます。今後、公立と私立を超えて行けたらと思います。他に何かございますでしょうか。なければ、医療的ケア児の現状についての報告を終わりたいと思います。

8 今後の課題について

会 長：それでは、次第8に入ります。今後の課題について、事務局から説明をお願いします。

事 務 局：今後の課題についてです。保育のことになりますが、保育の要件としまして、就労等の要件がございます。八尾市はその中で保育の要件としまして就労などの要件以外に保育サポートという要件を設けております。これは、3歳児以上の児童を対象としまして、身体・言葉などの面で支援を必要とする児童の発達をめぐし、認定こども園・保育所(園)での集団保育の中で共に遊び、学びあうなど、お互いが健やかに育つことを目的とした保育サポートという保育の要件を設けております。今年度、保育サポートの認定の基準を公開し、各関係課と連携しながら園や保護者、支援が必要な児童に寄り添い、より適切な案内ができるように努めているところです。そのような中、保育サポートには認定されませんが、園生活において医療的ケアをはじめとした何らかの支援があることが望ましい児童が増えてきている現状があります。そのような児童について、より安心して各園で保育を提供できるよう来年度は当審議会の中で委員の皆様より意見をいただきながら、整理していきたいと考えております。ご理解、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

会 長：ありがとうございます。本日は検討いたしません、次年度以降の検討課題として保育サポートの在り方についてご意見をいただければと思っております。

9 その他

会 長：最後に次第8「その他」に移ります。「その他」として、委員の皆様方から、何かご発言はございますか。

副 会 長：先程、保育サポート要件の話がありましたが、医療的ケアの入所選考についても、医療的ケアを希望して実際に入園できるかどうか一般での選考になります。一般の方は全ての園から選べるのに対し、医療的ケア児は多くの園の中から医療的ケア児受け入れ園という限られた園から選ぶしかなく、そこから園と面談をして受け入れ可能か判断されるという、ごく一部しかない中で一般として申込むしかないということを考えると、全員にとって平等でないといけませんが、医療的ケア児にとってはすごく狭い門になるのではないかと感じています。その件も併せて検討いただけたらと思いました。

会 長：では、医療的ケア児のことに関しても、また課題として次年度以降で検討したいと思えます。他にございますでしょうか。ないようですので、事務局から何か「その他」事項はありますか。

事 務 局：次回の開催については詳細が決まり次第お知らせいたします。事務局からは以上です。

会 長：ありがとうございます。他にございませんか。ないようですので、「その他」について終了いたします。

10 閉会

会 長：以上で本日の議題はすべて終了いたしました。委員の皆様には、長時間にわたりご意見をいただき、ありがとうございました。

それでは、以上をもちまして、「令和7年度 第2回八尾市障害児保育審議会」を閉会いたします。ありがとうございました。